② 更新の方については前回の資格決定通知書の写し
③ 国税通則法施行規則別紙第９号書式（その３、その３の２、その３の３のいずれか）の写し
④ 受付票（建設工事）

〔経常建設共同企業体の場合〕
① 経常建設共同企業体協定書（甲型又は乙型）
② 構成員全員の平成25・26年度一般競争（指名競争）参加資格登録状況（平成25年４月１日以降に当社ホームページ掲載の「有資格者名簿」で確認できるページ。）
③ 構成員全員の印鑑証明書（申請書提出日前３ヶ月以内のものとし、当方で確認後返却します。）
④ 更新の方については前回の資格決定通知書の写し
⑤ 受付票（経常建設共同企業体）

〔測量・建設コンサルタント等の場合〕
① 法律上、営業に関する資格を必要とする業種について申請するときは、その資格を証明する書面の写し
② 更新の方については前回の資格決定通知書の写し
③ 国税通則法施行規則別紙第９号書式（その３、その３の２、その３の３のいずれか）の写し
④ 受付票(測量・建設コンサルタント等)
⑤ 申請者が法人であるときは、登記事項証明書の写し
⑥ 直前１ヶ年の営業年度に係る財務諸表類

［注］申請者が次に掲げる方であるときは、それぞれ次に定める書類をもって、⑤～⑥に掲げる書類に代えることができます。
a 建設コンサルタント登録業者（建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第２条に規定する登録簿に登録を受けた方をいいます。） 建設コンサルタント登録規程第７条に規定する現況報告書の写し
b 地質調査業者登録業者（地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第２条に規定する登録簿に登録を受けた方をいいます。） 地質調査業者登録規程第７条に規定する現況報告書の写し
c 補償コンサルタント登録業者（補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第２条に規定する登録簿に登録を受けた方をいいます。） 補償コンサルタント登録規程第７条に規定する現況報告書の写し

⑹ 申請書の提出先 阪神高速道路株式会社経理部契約課 〒541―0056 大阪市中央区久太郎町４丁目１番３号 電話番号06―6252―8121
なお、申請書類を提出する際は、既製の個別フォルダー（建設工事については緑色、測量・建設コンサルタント等については水色、経常建設共同企業体については黄色）に綴じて提出してください。

4 競争に参加することができない方 当社契約規則第６条各号に該当する方（競争参加不適格者）

5 競争参加者の資格審査
〔建設工事の場合〕
４に該当しない方（経常建設共同企業体を含みます。）についての競争参加資格の審査は、下記の客観的事項について、次の①～④の順序に従って行います。
① 客観的事項については、客観点数を付与します。この点数の算定方法については、３⑹に掲げる場所において公表しています。
② 客観点数を総合点数とします。
③ 各工種ごとに総合点数の高得点順（同点の場合は年間平均完成工事高の順とし、年間平均完成工事高が同額の場合は自己資本額の順とします。）に順位を設定します。
④ １に掲げる工種のうち、土木、舗装、電気、塗装、建築については各工種ごとに、総合点数の高得点順に契約予定金額に対応する等級とその等級における順位を設定します。
客観的事項
１）一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請をする日の直前に受けた告示第一の一の１に規定する当期事業年度開始日の直前２年又は３年の各事業年度の希望工事種別ごとの年間平均完成工事高
２）告示第一の一の２に規定する審査基準日（以下「客観的事項の審査基準日」といいます。）において建設業に従事する職員で告示第一の三の１㈠～㈤に掲げる方（以下「技術職員」といいます。）の建設業の希望工事種別ごとの数（ただし、１人の職員に技術職員として申請できる建設業の種類の数は２までとします。）
３）告示第一の三の２に規定する当期事業年度開始日の直前２年又は３年の各事業年度における発注者から直接請け負った建設工事に係る完成工事高（以下「元請完成工事高」といいます。）について算定した希望工事種別の種類別年間平均元請完成工事高
４）告示第一の一の２及び３、第一の二並びに四に規定する項目（これらの規定中「審査基準日」とあるのを「客観的事項の審査基準日」と読み替えたものをいいます。）

〔測量・建設コンサルタント等の場合〕
４に該当しない方についての競争参加資格の審査は、次の①～④の事項について行います。
① 申請しようとする日の直前の営業年度の終了日（以下「審査基準日」といいます。）の直前２年の各事業（営業）年度の希望業種ごとの年間平均実績高
② 審査基準日の直前の営業年度の決算における自己資本額
③ 審査基準日における業種ごとの有資格者数
④ 審査基準日までの営業年数

6 資格審査結果の通知 一般競争（指名競争）参加資格があるものと認定された方については、平成25年４月１日以降、当社ホームページにて「有資格者名簿」への記載をもって通知に代えることとします。

7 一般競争（指名競争）参加資格の有効期間
〔建設工事の場合〕
資格認定の日から平成27年３月31日まで。
〔測量・建設コンサルタント等の場合〕
資格認定の日から平成29年３月31日まで。

招　請

意見招請に関する公示

次のとおり調達物品の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。
平成 24 年 10 月 10 日
警察庁長官官房会計課理事官 渡邊 国佳
◎調達機関番号 009 ◎所在地番号 13

○第 809 号

1 調達内容
⑴ 品目分類番号 14、71、27
⑵ 購入等物品及び数量
オンライン端末装置 数量未定

2 意見の提出方法
⑴ 意見の提出期限 平成24年11月12日17時45分（郵送の場合は必着のこと。）
⑵ 提出先 〒100―8974 東京都千代田区霞が関２－１－２ 警察庁情報通信局通信施設課施設係 星場 貴司 電話03―3581―0141 内線6189

3 仕様書案の交付
⑴ 交付期間 平成24年10月10日から平成24年11月12日まで。
⑵ 交付場所 上記２⑵に同じ。

4 関心表明の方法
⑴ 関心表明書の提出期限 平成24年11月12日17時45分
⑵ 提出先 上記２⑵に同じ。

5 Summary
⑴ Classification of the products to be procured : 14, 71, 27
⑵ Nature and quantity of the products to be purchased : Online Terminal, Quantity is undecided
⑶ Time-limit for the submission of comments : 17 : 45 12 November, 2012
⑷ Contact point for the notice : Takashi Hoshiba, Info-Communications Planning Division, Info-Communications Bureau, National Police Agency, 2―1―2 Kasumigaseki Chiyoda-ku Tokyo 100―8974 Japan. TEL 03―3581―0141 ext. 6189